



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
実行委員会

第6回水泳(飛込)競技運営専門委員会

別冊資料

目次

- 1 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会会則・・・P 1
- 2 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会専門委員会規程・・・P 6
- 3 青の煌めきあおもり国スポ水泳(飛込)競技会開催準備総合年次計画・・・P11
- 4 第80回国民スポーツ大会水泳(飛込)競技会開催基本計画・・・P12
- 5 第80回国民スポーツ大会水泳(飛込)競技会広報実施計画・・・P14
- 6 第80回国民スポーツ大会水泳(飛込)競技会おもてなし実施計画・・・P15
- 7 第80回国民スポーツ大会水泳(飛込)競技会施設整備実施計画・・・P16
- 8 第80回国民スポーツ大会水泳(飛込)競技会競技運営・式典実施計画・P17
- 9 第80回国民スポーツ大会水泳(飛込)競技会宿泊・医事衛生実施計画・P18
- 10 第80回国民スポーツ大会水泳(飛込)競技会輸送交通実施計画・・・P19
- 11 第80回国民スポーツ大会水泳(飛込)競技会警備・消防防災実施計画・P20



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会（以下「国スポ・障スポ」という。）を青森県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国スポ・障スポ開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 国スポ・障スポにおける実施競技及び会場地市町村に関すること。
- (3) 国スポ・障スポ開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること。
- (4) 国スポ・障スポ開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 冬季大会との連携に関すること。
- (6) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) その他国スポ・障スポを開催するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか国スポ・障スポ開催の事業に関係ある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 8名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監 事 3名以内

(役員を選任)

第6条 実行委員会の会長は、青森県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 国スポ・障スポの開催に必要な方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。

- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- （常任委員会）
- 第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
- (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。
- （専門委員会）
- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

- 1 この会則は、平成28年8月31日から施行する。
- 2 準備委員会の平成28年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、平成29年3月31日までとする。

附 則（平成30年7月10日一部改正）

この会則は、平成30年8月30日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和5年8月31日から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会の役員、委員、

顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与、又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

- 3 この会則施行の際、現に制定されている第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会」、「第80回国民スポーツ大会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ」と読み替える。
- 4 この会則施行の際、現に制定されている第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会」、「第25回全国障害者スポーツ大会」とあるのは「青の煌めきあおもり障スポ」と読み替える。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、やむを得ないと認められる事項又は軽易な事項については、書面による議決を求め、これをもって委員会に代えることができる。

4 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成28年8月31日から施行する。

附 則（平成29年4月19日一部改正）

この規程は、平成29年4月19日から施行する。

附 則（平成30年7月10日一部改正）

この規程は、平成30年8月30日から施行する。

附 則（令和元年6月14日一部改正）

この規程は、令和元年6月14日から施行する。

附 則（令和2年6月1日一部改正）

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和5年8月31日一部改正）

この規程は、令和5年8月31日から施行する。

附 則（令和6年7月29日一部改正）

この規程は、令和6年7月29日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総合的な計画の立案に関する こと。 2 会場地選定に関する こと。 3 県及び会場地市町村の業務 分担に関する こと。 4 他の専門委員会に属さない 重要な事項に関する こと。	1 総合的な計画の推進に関する こと。 2 文化プログラムに関する こと。 3 他の専門委員会に属さない 事項に関する こと。
競技運営専門委員会	1 競技運営等の基本的事項に 関する こと。 2 競技運営に係る計画の立案 に関する こと。 3 競技用具の整備計画に関する こと。 4 その他競技運営に係る重要な 事項に関する こと。	1 競技運営に係る計画の推進 に関する こと。 2 競技役員等の養成及び編成 に関する こと。 3 競技用具整備の推進に関する こと。 4 デモンストレーションスポ ーツに関する こと。 5 リハーサル大会に関する こと。 6 競技記録に関する こと。 7 その他競技運営に関する こと。
施設専門委員会	1 競技施設及び関連施設の基 本的事項に関する こと 2 開・閉会式会場及び関連施 設整備の基本的事項に関する こと 3 情報通信施設整備の基本的	1 競技施設及び関連施設の整 備に関する こと 2 開・閉会式会場及び関連施 設の整備に関する こと 3 情報通信施設の整備に関する こと

	事項に関すること 4 その他施設に係る重要事項に関すること	4 その他施設に関すること
広報・県民運動専門委員会	1 広報の基本的事項に関すること 2 県民運動の基本的事項に関すること 3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること	1 広報及び啓発の実施に関すること 2 県民運動の推進に関すること 3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること 4 報道機関との調整に関すること 5 記録映像及び記録写真に関すること 6 その他広報及び県民運動に関すること
宿泊専門委員会	1 宿泊の基本的な事項に関すること 2 その他宿泊に係る重要な事項に関すること	1 宿泊業務に関すること 2 食事等の提供に関すること 3 その他宿泊に関すること
輸送・交通専門委員会	1 輸送及び交通の基本的事項に関すること 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること	1 全国輸送に関すること 2 開・閉会式の輸送に関すること 3 競技会場地の輸送に関すること 4 その他輸送及び交通に関すること
式典専門委員会	1 式典の基本的事項に関すること 2 その他式典に係る重要な事項に関すること	1 開・閉会式の企画及び運営に関すること 2 式典音楽に関すること 3 式典演技に関すること 4 大会旗・炬火リレーに関すること 5 その他式典に関すること

医事・衛生専門委員会	1 医事・衛生の基本的な事項に関すること 2 その他医事・衛生に係る重要な事項に関すること	1 医療救護及び防疫に関すること 2 食品衛生及び環境衛生に関すること 3 その他医事衛生に関すること
警備・消防専門委員会	1 警備及び消防防災の基本的事項に関すること 2 その他警備及び消防防災に係る重要な事項に関すること	1 開・閉会式会場の警備及び消防防災に関すること 2 その他警備及び消防防災に関すること
水泳（飛込）競技運営専門委員会	1 県外開催水泳競技の基本的事項に関すること 2 その他県外開催水泳競技に係る重要な事項に関すること	1 競技会開催準備の年次計画に関すること。 2 競技の企画及び運営に関すること。 3 競技用具の整備に関すること。 4 宿泊、医事・衛生、輸送・交通、警備及び消防防災に関すること。 5 開催地の関係機関との連絡調整その他競技会を開催するために必要な事項に関すること。
馬術競技運営専門委員会	1 県外開催馬術競技の基本的事項に関すること。 2 その他県外開催馬術競技に係る重要な事項に関すること。	1 競技会開催準備の年次計画に関すること。 2 競技の企画及び運営に関すること。 3 競技用具の整備に関すること。 4 宿泊、医事・衛生、輸送・交通、警備及び消防防災に関すること。 5 馬事衛生に関すること（馬術競技会運営専門委員会に限る。）。 6 開催地の関係機関との連絡

		調整その他競技会を開催するために必要な事項に関すること。
全国障害者スポーツ大会専門委員会	1 全国障害者スポーツ大会の基本的事項に関すること。 2 その他全国障害者スポーツ大会に係る重要な事項に関すること。	1 全国障害者スポーツ大会の競技に関すること。 2 全国障害者スポーツ大会のボランティア（情報支援及び選手団サポートに限る。）に関すること。 3 全国障害者スポーツ大会の県及び会場地市町の業務分担及び経費負担に関すること。 4 競技運営主管団体との調整に関すること。 5 その他全国障害者スポーツ大会の企画・運営に関すること（式典を除く。）。

令和2年12月1日
第1回水泳（飛込）競技運営専門委員会 決定
令和5年12月1日
第4回水泳（飛込）競技運営専門委員会 改正

青の煌めきあおもり国スポ 水泳（飛込）競技会開催準備総合年次計画

年度		令和2年度 (6年前)	令和3年度 (5年前)	令和4年度 (4年前)	令和5年度 (3年前)	令和6年度 (2年前)	令和7年度 (1年前)	令和8年度 (開催年)
項目		開催内定			総合視察 開催決定・会期決定			
主要スケジュール								
準備組織等		国民スポーツ大会 準備室 県準備委員会 水泳（飛込）競技運営 専門委員会設置			県実行委員会設置		県外事務所設置	実施本部設置
		概ね年1回開催（必要に応じて開催）						
総務 企画 総務 広報 報道・記録 おもてなし 観光・物産 会場管理 仮設施設 通信施設	総務	開催方針等 競技会開催基本計画						
	連絡調整		実施計画	関係機関との連絡調整				
	広報		広報	多様なメディアの活用、のぼり・横断幕等の設置（競技会場、市町村等関係機関）				
	報道・記録			地域行事等各種イベントへの参加による広報				
	おもてなし		おもてなし	県ホームページ、市広報誌等による広報				
	観光・物産			報道機関との調整・取材協力、開催記録の収集・編集等				
	会場管理		施設整備	案内所、休憩所、売店、歓迎装飾の検討				
	仮設施設			観光案内、物産販売等の検討				
	通信施設			会場管理・環境美化検				
	競技用具		競技運営 式典	マニュアル等の検討・作成				
	競技役員			仮設整備検討（設計）				
	競技記録			仮設施設整備				
式典				通信体制検討				
開催準備 競技会協力				通信施設設備				
競技運営	競技用具			競技用具整備調査	用具整備詳細検討	競技用具整備		
	競技役員			競技役員等編成 調査・検討	競技役員・補助員編成	役員必携の作成		
	競技記録			競技別会期決定	ボランティア募集、競技会係員、補助員の編成			
	式典				競技別実施要項検討・作成	競技別プログラム作成		
宿泊衛生	宿泊			全国中学校体育大会 東北総体	東北総体 JOC東北ブロック大	東北総体 JOC東北ブロック大	東北総体 JOC東北ブロック大	東北総体 JOC東北ブロック大
	弁当							
	医事・衛生							
	衛生							
輸送交通	輸送・交通							
	駐車場							
	警備							
	消防防災							

青の煌めきあおもり国スポ 水泳（飛込）競技会 開催

第 80 回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 開催基本計画

第 80 回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会（以下「競技会」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める国民体育大会開催基準要項、同細則、第 80 回国民スポーツ大会開催基本方針及び同基本構想に基づき、スポーツによる地域活性化や健康づくり、次代を担う子供たちに夢や希望を与えるなど、新たな活力を創出するものとする。

競技会は、宮城県総合運動公園 G21 総合プールにおいて開催されることから、宮城県、利府町及び関係機関・団体等との連携を図り、簡素・効率的な運営に取り組むとともに、青森県、宮城県双方の水泳（飛込）競技の普及・振興に資することを目指す。

1 総務企画関係

（１）総務

競技会開催に向けて、現地事務所及び実施本部を設置し、競技会開催準備及び運営に万全を期するとともに、必要に応じ利府町において競技会補助員（ボランティア）等の募集を行う。

（２）広報

競技会開催に向けて地域の理解と協力が得られるよう、各種イベントや広報媒体を計画的かつ効果的に活用し、広報活動を展開する。

（３）おもてなし

特産品、土産品等の販売や観光パンフレット活用等により、宮城県、利府町及び青森県の魅力を紹介するとともに、競技会参加者等を温かく迎え、心のこもったおもてなしを行う。

（４）施設

国民体育大会開催基準要項の施設基準を踏まえ、安全で円滑な競技会運営のために必要な仮設等の会場整備に努める。

2 競技式典関係

（１）競技運営

青森県及び宮城県の競技団体との連携の下、審判員等の編成・研修等の競技運営に必要な諸条件の整備を図る。

また、既存の大会を活用したりハーサル大会の開催について検討するなど、万全な運営体制の確立を図る。

（２）式典

開始式及び表彰式は、競技会運営に支障をきたさない範囲で効率よく実施する。

3 宿泊衛生関係

(1) 宿泊

競技会参加者の会場までの交通上の利便等を考慮し、宿泊施設の確保を図るとともに、衛生面に配慮し、栄養面にも調和のとれた食事の提供に努める。

(2) 医事・衛生

競技会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、応急処置及び医療機関への移送等の医療救護体制を整備する。

また、競技会場及び宿泊施設等における食品衛生及び環境衛生対策に万全を期する。

4 輸送交通関係

(1) 輸送・交通

競技会会場周辺の道路及び交通状況を考慮し、必要に応じて計画輸送を検討するとともに、会場周辺に駐車場を確保する。

(2) 警備・消防防災

警備・消防防災体制を確立し、競技会場、宿泊施設等における災害の防止と非常時における緊急体制に万全を期する。

第８０回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 広報実施計画

第８０回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会（以下「競技会」という。）の開催基本計画に基づき、競技会の開催を広く青森県民、宮城県民及び利府町民に周知し、競技会開催への理解を深めるとともに、気運の醸成に努めるため、次の広報活動等を積極的かつ効果的に実施する。

１ 各種広報媒体の活動

（１）印刷物による広報

第８０回国民スポーツ大会準備委員会（以下「準備委員会」という。）作成の広報紙、ポスター及びパンフレット等を利府町主要箇所に配布するとともに、利府町広報誌等への競技会情報の掲載を依頼する。

（２）屋外広告物による広報

関係機関の協力を得て、競技会場等に横断幕やのぼり等を設置し、競技会開催の広報に努める。

（３）インターネットによる広報

準備委員会ホームページに競技会情報を掲載し、広域的な情報発信に努める。

また、当該ホームページへのリンクを関係機関等に依頼し、情報発信拠点を広げる。

（４）マスメディアによる広報

報道機関への情報提供を積極的に行い、競技会情報の迅速かつ広域的な伝達に努める。

２ 地域行事、イベントへの参画

地域で開催される行事やイベントに参画し、国スポマスコット等を活用するなど積極的な広報活動を行う。

３ 競技会の記録

競技会開催の準備、実施状況等を記録にとどめる。

第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 おもてなし実施計画

第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会（以下「競技会」という。）の開催基本計画に基づき、全国から訪れる選手、監督、役員、報道員、その他の関係者及び一般観覧者等（以下「参加者等」という。）をおもてなしの心で温かく迎え、青森県、宮城県及び利府町等の情報・魅力を紹介するため、次の事業を実施する。

1 案内所の設置

競技会場内に総合案内所を設置し、受付及び競技、宿泊、輸送、交通、観光等の案内を行う。

2 休憩所の設置

参加者等の憩いの場、交流の場として競技会場内に休憩所を設置する。

3 売店等の設置

参加者等の便宜を図るため、関係機関・競技団体等の協力を得て、売店等を設置する。

4 観光情報の発信

参加者等に対し、青森県、宮城県及び利府町の観光パンフレット等の配付による多様な魅力の発信と情報提供を行う。

5 歓迎装飾の実施

競技会全体を盛り上げるため、競技会場及びその周辺に、歓迎看板、のぼり旗、装花等を設置する。

第８０回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 施設整備実施計画

第８０回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会（以下「競技会」という。）の開催基本計画に基づき、円滑かつ安全な競技会運営を図るため、次のとおり施設整備を実施する。

１ 競技施設

第８０回国民スポーツ大会競技施設基準を尊重し、競技運営に支障のないよう、競技団体及び施設管理者と十分協議し、既存の施設を最大限に活用する。

２ 臨時仮設物

競技会運営に必要な臨時仮設物及び案内所・休憩所等については、施設管理者及び関係団体等と十分協議の上、周囲の安全及び会場の動線計画等に配慮し、整備する。

３ 通信施設

競技会運営の業務連絡用として、無線通信設備、場内放送設備、ファクシミリ、インターネット等を必要な個所に設置する。

第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 競技運営・式典実施計画

第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会（以下「競技会」という。）の開催基本計画に基づき、競技団体との緊密な連携のもと、競技会運営体制を確立し、安全面等に十分配慮しつつ、選手が持てる力を十分に発揮できる競技会とするため、次のとおり競技運営、式典等を実施する。

1 競技運営

競技団体と連携し、必要な諸条件の整備を図り、安全面に十分配慮しつつ、円滑かつ効率的な競技運営を行う。

（1）競技役員等の編成及び養成

競技団体と十分協議し、競技役員等の編成及び養成を図る。

（2）競技用具の整備

競技会に必要な競技用具は、現有のものを活用することを原則とし、競技運営に支障がないよう、競技団体と十分協議し、効率的に整備する。

（3）競技記録

競技記録の収集・速報は、競技団体等と連携を図り、正確かつ迅速に処理する。

2 式典

表彰式等は、簡素を旨とし、選手のコンディションに配慮しつつ競技会運営に支障をきたさない範囲で行う。

3 リハーサル大会

本大会に向けて競技会運営能力の習熟、向上を図るとともに、地元住民等の競技会に対する関心を高めるために実施するリハーサル大会について、競技会運営状況を考慮し、その実施について競技団体等と協議する。

第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 宿泊・医事衛生実施計画

第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会（以下「競技会」という。）の開催基本計画に基づき、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「競技会参加者」という。）の宿泊及び競技会参加者並びに一般観覧者（以下「参加者等」という。）の医事・衛生は、次のとおり実施する。

1 宿舎

- (1) 競技会参加者の宿舎は、原則として、競技会場所在地及び周辺地域の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。）を利用する。
- (2) 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により支障があると認められる宿舎は利用しない。

2 配宿

- (1) 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場までの交通状況等を考慮する。
- (2) 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。

3 宿泊料金

競技会参加者の宿泊料金は、公益財団法人日本スポーツ協会が決定したものを適用する。

4 食事

競技会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養的にも調和のとれたものとする。

5 医療救護

参加者等の傷病発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場内に救護所を設置し、応急処置及び医療機関への移送等の医療救護体制を整える。

6 防疫

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため関係機関・団体等の協力を得て防疫体制を整えるように努める。

7 食品衛生

参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、食品関係施設等の衛生管理体制を整えるように努める。

8 環境衛生

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舎の衛生対策、会場及び周辺環境の美化、廃棄物の適正処理、リサイクルの推進に努める。

第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 輸送交通実施計画

第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会（以下「競技会」という。）の開催基本計画に基づき、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「競技会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送・交通について、次のとおり実施する。

1 輸送対策

（1）競技会参加者の輸送

競技会参加者の輸送については、来会意向調査等を踏まえ、必要に応じて計画輸送を行う。

（2）一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送については、関係機関等の協力を得て、バス・鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

（3）指定集合地の設定

競技会参加者及び一般観覧者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人数、道路交通事情等を考慮し、バスその他車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

2 交通安全対策

競技会場及びその周辺において、交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、実情に応じて適切な交通安全対策を講じる。

3 駐車場対策

競技会場及びその周辺における駐車場については、十分な確保に努め、必要な駐車場整理員を配置し効率的な利用に努めるとともに運営上必要と認められる車両には、事前に駐車許可証等を交付するなど必要な措置を講じる。

第８０回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 警備・消防防災実施計画

第８０回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会（以下「競技会」という。）の開催基本計画に基づき、警備・消防防災対策については、関係機関及び団体等の協力を得て、次の通り実施する。

１ 実施業務

競技会が安全かつ円滑に行われるよう、関係機関、団体等の協力を得て、次の警備・消防防災対策を講じる。

（１）警備対策

自主警備体制を確立し、事件・事故等の未然防止及び発生時における速やかな事態の收拾を図る。また、警察、消防防災、医療等関係機関及び団体等（以下「関係機関および団体等」という。）と緊密な連携を図る。

（２）消防防災対策

火災その他災害（以下「火災等」という。）の未然防止及び火災等発生時における迅速的確な対応を図るため、関係機関及び団体等と緊密に連携し、計画を策定するとともに、火災等発生時の情報収集・伝達、避難誘導及び消防防災体制（救急・救助体制を含む）を確立する。

２ 実施場所及び期間

（１）実施場所

実施場所は、原則として競技会場、駐車場及び周辺道路とする。

（２）実施期間

実施期間は、原則として会場設営が完了した日から競技会終了日までとする。

３ 情報連絡体制

実施業務を円滑に行うため、関係機関及び団体等と緊密な連携を図るとともに、情報連絡体制を確立する。